

# アルビレックス新潟後援会 会則

## 第1条 (名称)

1. 本会は、アルビレックス新潟後援会と称する。

## 第2条 (事務所)

1. 本会の事務所を新潟市におく。

## 第3条 (目的)

1. 本会は、アルビレックス新潟の活動を後援し、世界一のプロサッカーチームとなるよう応援し、併せて新潟県におけるサッカーの健全な発展とスポーツの振興をはかることを目的とする。

## 第4条 (事業)

1. 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
  - (1) アルビレックス新潟の活動に対する物心両面にわたる支援活動事業
  - (2) アルビレックス新潟の活動の広報・宣伝事業
  - (3) 会員相互の親睦をはかる事業
  - (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第5条 (会員)

1. 本会の会員は、会の目的に賛同する個人・個人事業者または法人もしくは団体とする。

## 第6条 (入会および脱会)

1. 会員は、所定の会費を納入し入会することができる。
2. 会員は、本人の申し出により脱会することができる。
3. 会費を滞納した者または本会の名誉を汚した者は、理事会の決議により除名されることがある。

## 第7条 (役員)

1. 本会に次の役員をおき、会員より選出する。

(1) 会 長	1名	副会長	若干名
(2) 専務理事	1名	理 事	若干名
(3) 監 事	2名	幹 事	若干名

## 第8条 (名誉会長および顧問)

1. 本会に名誉会長および顧問をおくことができる。名誉会長および顧問は、会長が推薦する。

## 第9条 (役員を選出)

1. 会長は新潟県サッカー協会名誉会長もしくは会長の職にある者をもって充てる。
2. 副会長は、会長が選任する。
3. 理事は、理事会の互選にて選任する。
4. 監事は、理事会にて選任する。
5. 幹事は会長が選任する者若干名と理事会より選任する者若干名で構成する。

## 第10条 (役員の仕事)

1. 会長は、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
2. 理事は、理事会を構成し会務を処理する。
3. 幹事は、幹事会を構成し会務を処理する。
4. 監事は、事業および会計を監査する。

#### 第 11 条（会議）

1. 会議は、総会・理事会および幹事会とする。
2. 総会は年 1 回会長が招集し、理事および監事の選出を行い、収支および事業報を行う。
3. 臨時総会は、必要に応じて会長が召集する。
4. 理事会は、年 1 回定期または臨時に開催し、事業計画・予算および決算その他重要な事項を議決する。
5. 総会および理事会の議長は会長がつとめる。
6. 幹事会は、必要に応じて会長が召集し、事業運営に関する事項および理事会に附議すべき事項を議決する。

#### 第 12 条（会計）

1. 本会の経費は、会費および寄付金その他の収入により賄う。会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日までとする。

#### 第 13 条（会費）

1. 会費は、個人会員／年額 1 口 1 万円／税別  
法人会員／年額 1 口 3 万円／税別 とする。  
複数口の加入を妨げない。
2. 脱会時の会費の返還は行わない。

#### 第 14 条（事務局長および事務局次長）

1. 本会は事業を円滑に遂行するため、事務局長および事務局次長をおく。
2. 事務局長および事務局次長は、理事会にて選任する。

#### 第 15 条（地区後援会の設置）

1. 本会は市町村単位もしくはその他の単位で地区後援会を設けることができる。
2. その地区後援会の会員は本会の会員でなければならない。
3. 地区後援会役員は、地区会員のうちより会長 1 名、副会長・顧問若干名とし、地区後援会会員のうちより本会理事 1 名を選出するものとする。
4. (地区) 顧問は (地区) 会長が推薦する。地区選出国會議員・県會議議員、市町村長・議會議議員等公職にある者は、その在職中を顧問の任期とする

#### 第 16 条（細則）

1. この会則に定めるもののほか必要な細則は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

#### 第 17 条（会員特典）

1. 会員は、入会后、会員証が発行され、定期的に情報誌(インターネット版)を閲覧できる。情報誌の費用は、年会費の中から充てられている。

#### 第 18 条（施行）

1. 本会則は令和 2 年 1 月 1 日より実施する。

(付則)

1. 事務所は次の場所におく。  
新潟市中央区清五郎 67-12 デンカビッグスワンススタジアム内
2. 第 12 条の会計年度は、設立初年度については規定にかかわらず設立の日より 3 月 31 日までとする。
3. 第 12 条の会計年度は、令和元年 9 月 7 日改定時より効力を生ずるものとする。

平成	6 年	1 1 月	2 8 日	制定
平成	7 年	1 2 月	2 7 日	改定
平成	8 年	4 月	1 7 日	改定
平成	9 年	4 月	2 0 日	改定
平成	1 0 年	4 月	1 5 日	改定
平成	1 1 年	1 月	1 9 日	改定
平成	1 6 年	2 月	2 9 日	改定
令和	元年	9 月	7 日	改定
令和	3 年	3 月	2 0 日	改定